

建設局発注工事における工事請負契約約款第 26 条第 5 項の減額となる場合の運用基準

1. 対象工事

- (1) 施行日において施工中又は施行日以降に契約する工事で、工期末が平成 21 年 4 月 1 日以降の工事
- (2) 当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の価格が請負金額の 1%を超えて変動（減額）している工事

2. 対象材料

- (1) 対象材料及び品目については、「運用マニュアル」の規定によるものとする。
- (2) 各品目類ごとの変動（減額）分が対象工事費の 1%を超える場合に適用する。

3. スライド額の算定

- (1) 請負金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、2. (1)の規定により対象材料の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

S : スライド額

M当初 : 価格変動前の金額

M変更 : 価格変動後の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 5. の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 請負金額

- (2) 請負者が各対象材料を実際に購入した際の金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示して 6. (3) により異議を申し立てた場合は、これら実際の購入金額が (1) の M変更を上回り、かつ証明書類によって適切な購入金額であると認められる場合にあっては、(1) の規定にかかわらず、(1) の M変更に代えて乙の実際の購入金額を用いて、(1) の算式によりスライド額を算定する。
- (3) 燃料油に該当する各対象材料について、主たる用途以外の用途に用いた数量を 4. の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、5. (2) の平均価格を乗じて得た金額。

4. 対象数量

対象数量については、原則「運用マニュアル」の規定によるものとする。ただし設計図書に明記されていない燃料油等については、発注者側の設計数量とする。

5. 価格変動後の価格の決定方法

スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ p' ）は、次に定めるとおりとする。

(1) 鋼材類及びその対象材料（燃料油及びアスファルト類を除く）

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格とする。ただし、対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合には、各搬入月の実勢価格を平均した価格とする。

ここでの実勢価格とは、当該月の物価資料の価格とする。

(2) 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合には、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

ここでの実勢価格とは、当該月の翌月の物価資料の価格とする。

(3) アスファルト類

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格とする。ただし、対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合には、各搬入月の実勢価格を平均した価格とする。

ここでの実勢価格とは、当該月の翌月の物価資料の価格とする。

6. 請求等手続き

(1) 発注者は、当該工事が単品スライドの減額請求の対象になると確認したとき、工期末の2ヶ月前までに計算根拠となる「請負金額変更請求額計算書」とともに減額請求を行うものとする。（様式1、様式1-1）

(2) 発注者は、請負者側との協議を基に協議開始日を設定し、請求日から7日以内に請負者に通知するものとする。（様式2）

(3) 請負者は、発注者側からの変更請求金額に対し異議申立てを行なう場合、「請負金額変更請求書」と実際に購入した材料単価等を証明する書類（納品書、請求書等）を協議開始日までに提出するものとする。（様式3）

(4) 発注者は、協議対象材料、数量等を決定し、「スライド変更等協議書」を協議開始日に提出するものとする。（様式4）

(5) 請負者は、協議中に発注者側から証明書類等の提出の要求があった場合、誠意をも

ってこれに応じなければならない。

(6) 発注者は協議が成立したとき、請負者にスライド変更金額を通知するものとする。

(様式5、様式5-1)

7. 出来高部分払い時の取扱い

本運用基準の施行後に出来高部分払いの伴う既済検査を実施する工事について、当該部分が単品スライドの減額請求となる場合、検査後に単品スライド条項の請求対象となる旨を通知するものとする。(様式6)

平成 年 月 日

請 負 者 様

川 崎 市 長

〇〇〇〇工事に係る
工事請負契約約款第26条第5項に基づく請負金額の変更請求について(通知)

標記について、平成 年 月 日付け契約締結した標記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、工事請負契約約款第26条第5項に基づき請負金額の変更を次のとおり請求します。

記

- 1 件 名 〇〇〇〇工事
(契約番号)
- 2 請 負 金 額 ¥
- 3 工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 4 請求する主要な
工事材料名
- 5 変更請求額 (減) ¥
- 6 変更請求金額に対し異議を申し立てる場合は、協議開始日までに証明書類等を提出すること。

様式2

平成 年 月 日

請 負 者 様

川 崎 市 長

〇〇〇〇工事における
工事請負契約約款第26条第8項に基づく協議の開始の日について(通知)

標記について、平成 年 月 日付けで請求しました〇〇〇〇工事における
工事請負契約約款第26条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1 スライド額協議開始日 平成 年 月 日

スライド変更等協議書

平成 年 月 日

請負者様

川崎市長

件名：

工期：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

平成 年 月 日付けで請求しました工事請負契約約款第26条第5項の適用に基づく請負金額の変更請求について別添のと通りの品目、規格、数量としたので協議します。

平成 年 月 日

請 負 者 様

川 崎 市 長

〇〇〇〇工事における
工事請負契約約款第26条第5項に基づく請負金額の変更について(協議)

平成 年 月 日付けで請求しました標記について、工事請負契約約款第26条第7項に基づき、下記のとおり協議します。

1. 件 名 〇〇〇〇工事
2. スライド変更金額 (減) ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -
うち取引に係わる消費税額及び地方消費税額 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -

平成 年 月 日

請 負 者 様

川 崎 市 長

〇〇〇〇工事における
工事請負契約約款第26条第5項の適用について(通知)

平成△△年△月△日に実施した、標記の工事の既済検査に係る出来高部分について、工事請負契約約款第26条第5項の適用対象とします。

1. 件 名 〇〇〇〇工事
2. 工 期 平成△△年△月△日から平成△△年△月△日まで